

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

○貸付の目的

ひとり親家庭の親に就職に有利な資格取得を目指すために必要な資金を貸付し、資格取得と自立の促進を図ることを目的とします。

○貸付対象

奈良県内の各福祉事務所が実施する「高等職業訓練促進給付金」の受給者が対象です。

○資金の種類と貸付額

種類	金額	貸付け内容例
入学準備金	50万円以内	例：養成機関等の入学金費用や、入学に際して必ず必要となる学用品、実習用被服等の費用
就職準備金	20万円以内	例：就職によって転居が伴う場合における転居費用<転居先の賃貸物件の借りに伴う礼金や仲介手数料>、就職にあたり必要となる被服費、通勤に要する移動用自転車等の購入費など

※貸付利子は、連帯保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は有利子（年1.0%）。

○貸付申込み

「高等職業訓練促進給付金」の窓口になっている香芝市児童福祉課を經由して「貸付申請書」（様式第1号）を県社協に提出してください。

〈提出書類〉

- 貸付申請書（押印必須・申請者及び連帯保証人はそれぞれ自署）
- 誓約書（申請者の自署・印鑑登録証明書の印鑑）
- 省略のない世帯全員の住民票（発行3か月以内・個人番号不要）
- 高等職業訓練促進給付金の支給決定通知書の写し
- 申請者名義の通帳の写し（ゆうちょ銀行不可）
- 準備金にかかった領収書の写し
- 養成機関の在学証明書（入学準備金のみ）
- 養成機関の修了証書の写し（就職準備金のみ）
- 資格取得証明書の写し（就職準備金のみ）

〈連帯保証人がいる場合〉

- 誓約書（連帯保証人の自署・印鑑登録証明書の印鑑）
- 省略のない世帯全員の住民票（発行3か月以内・個人番号不要）
- 所得証明書（源泉徴収不可）

○返還免除

養成機関を終了し、かつ、資格取得した日から1年以内に、原則、奈良県内において取得した資格が必要な業務に従事し、引き続き5年間業務に従事したときは、貸付金の返還を免除します。

また、当該養成機関を終了後1年以内に、当該養成機関で取得した資格が必要な業務に従事しなかった等、返還猶予を受けていない場合、返還が開始されます。返還期間の上限は以下のとおりです。

入学準備金	4年以内
就職準備金	2年以内
入学準備金及び就職準備金	6年以内

貸付利子は、連帯保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子で、履行猶予期間経過後の利率は年1%。返還期限を過ぎた場合、残元金に対して5%の延滞利子が発生します。

(返還先：県社協が指定する口座に返還)

○問い合わせ先

奈良県社会福祉協議会 生活支援課

TEL (0744) 29-0100

○償還表

(設定条件：貸付金額20万円：償還期間2年、年利1.0%の場合)

貸付金額	償還年数	
	2年(24回)	
	初回～23回	最終回
200,000円	8,410円	8,653円

(設定条件：貸付金額50万円：償還期間4年、年利1.0%の場合)

貸付金額	償還年数	
	4年(48回)	
	初回～47回	最終回
500,000円	10,620円	11,068円

(設定条件：貸付金額70万円：償還期間6年、年利1.0%の場合)

貸付金額	償還年数	
	6年(72回)	
	初回～71回	最終回
700,000円	10,010円	10,581円